

1 現行制度の現状と課題

- ・海外帰国者と外国人等の特別措置を一つの枠組みで講じているため、同じ高校を海外帰国者と外国人等が受検した場合、外国人等は海外帰国者と同じ検査を受けている。
- ・資格要件について、入国後3年は経過しているが学習言語の習得が十分ではない外国人等が特別措置の配慮を受けることができない。
- ・中学校の学齢を超過した外国人等の中には母国と日本を頻繁に往来する者もあり、現行の「入国後3年以内」の考え方が当てはまらない場合がある。
- ・国語については、多くの外国籍等生徒が日本語の理解に困難がある状態であるため、中学校において取り出しの授業を行うといった実態が見られる。

2 新制度の概要 【新制度 R9年度入学者選抜（現中学2年生が対象）から】

	入学志願資格	選抜の方法（特別の措置の内容）	その他					
海外帰国者	○「帰国後2年以内」 「外国在住期間継続2年以上」 ※外国在住期間長期の場合 「帰国後3年以内」 ※帰国後の期間の基準日 「当該年度の2月1日現在」	①【全日制課程一般選抜】 <table><tr><td rowspan="2">必須</td><td>国語、数学、英語の一般選抜学力検査</td></tr><tr><td>面接</td></tr></table> 上記に加え、校長判断で以下の検査の実施を可とする。 ・作文又は小論文 ②【定時制課程一般選抜】 <table><tr><td>必須</td><td>面接</td></tr></table> 上記に加え、校長判断で以下の検査の実施を可とする。 ・作文又は小論文 ・国語、数学、英語の一般選抜学力検査 (校長が実施する教科を選択)	必須	国語、数学、英語の一般選抜学力検査	面接	必須	面接	○全日制課程について 特色選抜を志願する場合には、一般選抜における特別の措置を踏まえた検査結果を選抜の資料とする(外国人等への措置も同様)。
必須	国語、数学、英語の一般選抜学力検査							
	面接							
必須	面接							
外国人等	○「入国後の在留期間が 通算して6年以内」 ※入国後在留期間の基準日 「当該年度の2月1日現在」	①【全日制課程一般選抜】 <table><tr><td rowspan="2">必須</td><td>数学、英語の一般選抜学力検査 ※校長判断で、一般選抜学力検査に代え、数学、英語の学校独自検査の実施も可。</td></tr><tr><td>面接</td></tr></table> 上記に加え、校長判断で以下の検査の実施を可とする。 ・作文 ・国語の学校独自検査 ②【定時制課程一般選抜】 <table><tr><td>必須</td><td>面接</td></tr></table> 上記に加え、校長判断で以下の検査の実施を可とする。 ・作文 ・国語の学校独自検査 ・数学、英語の一般選抜学力検査、又は、数学、英語の学校独自検査(校長が実施する教科を選択)	必須	数学、英語の一般選抜学力検査 ※校長判断で、一般選抜学力検査に代え、数学、英語の学校独自検査の実施も可。	面接	必須	面接	○外国人等の入学者の選抜における全ての志願者に対して、学力検査等の問題用紙及び解答用紙の漢字にふりがなを付す配慮を実施する。また、問題用紙の拡大も併せて実施する。
必須	数学、英語の一般選抜学力検査 ※校長判断で、一般選抜学力検査に代え、数学、英語の学校独自検査の実施も可。							
	面接							
必須	面接							

【現行 R8年度入学者選抜まで】

	入学志願資格	選抜の方法
海外帰国者・外国人等	○「帰国後2年以内」 「外国在住期間継続2年以上」 ※外国在住期間長期又は外国人等の場合 「帰(入)国後3年以内」	①【全日制A海外特別選抜（特色選抜と同日）】 ・面接 ・上記に加え、校長判断で学校独自検査及び作文の実施可 ②【全日制B海外特別措置（一般選抜）】 ・国語、数学、英語の学力検査 ・作文及び面接 ③【定時制課程特別措置】 ・面接 ・上記に加え、校長判断で学校独自検査及び作文の実施可

※作文 : 与えられた課題等について記述するもの
小論文 : 与えられた課題や資料等に関して、自分の考えや分析結果等を筋道を立てて記述するもの等

令和9(2027)年度栃木県立高等学校入学者選抜以降の海外帰国者、外国人等の入学者の選抜について

全日制課程及び定時制課程の全ての学校・学科(系・科)の一般選抜(本検査、追検査)における海外帰国者、外国人等の特別の措置を以下のとおりとします。なお、詳細については、年度ごとに栃木県立高等学校入学者選抜要項及び実施細則で定めます。また、特色選抜を志願する場合には、一般選抜における特別の措置を踏まえた検査結果を選抜の資料とします。

I 海外帰国者の特別の措置について

(1) 入学志願資格

ア 保護者等の海外転勤等に伴い海外から帰国した者で、原則として、帰国後2年以内且つ外国における在住期間が継続して2年以上の者とする。

※ 外国における在住期間が長期の場合、帰国後3年以内とする。

イ 帰国後の期間を考える際の基準日は、当該年度の2月1日現在とする。

(2) 募集定員

定員は特に定めず、別に公示する当該学科(系・科)の募集定員に含める。

(3) 選抜の方法について

ア 全日制課程

① 国語、数学、英語の一般選抜学力検査及び面接を行う。

② 上記①に加え、高等学校長の判断により、以下の検査を実施することができる。

・ 作文又は小論文

イ 定時制課程

① 面接を行う。

② 上記①に加え、高等学校長の判断により、以下の検査を実施することができる。

・ 作文又は小論文

・ 国語、数学、英語の一般選抜学力検査

※ 高等学校長が必要に応じて実施する教科を選択する。

(4) 検査日

本検査、追検査の一般選抜学力検査日と同一とする。ただし、面接等は本検査、追検査それぞれの実施期間において、高等学校長の定める日時に実施することもできる。

2 外国人等の特別の措置について

(1) 入学志願資格

ア 外国人等（日本国籍及び二重国籍を含む）で、原則として、入国後の在留期間が通算で6年以内の者とする。

イ 入国後の在留期間を考える際の基準日は、当該年度の2月1日現在とする。

(2) 募集定員

定員は特に定めず、別に公示する当該学科（系・科）の募集定員に含める。

(3) 選抜の方法

一般選抜学力検査、学校独自検査及び作文の問題用紙及び解答用紙の漢字については、ふりがなを付す配慮を行う。また、問題用紙及び解答用紙の拡大も併せて行う。

ア 全日制課程

① 数学、英語の一般選抜学力検査及び面接を行う。

※ ただし、高等学校長の判断で、数学、英語の一般選抜学力検査に代え、数学、英語の学校独自検査を実施することができる。

② 上記①に加え、高等学校長の判断で、以下の検査を実施することができる。

- ・ 作文
- ・ 国語の学校独自検査

イ 定時制課程

① 面接を行う。

② 上記①に加え、高等学校長の判断により、以下の検査を実施することができる。

- ・ 作文
 - ・ 国語の学校独自検査
 - ・ 数学、英語の一般選抜学力検査、又は、数学、英語の学校独自検査
- ※ 高等学校長が必要に応じて実施する教科を選択する。

(4) 検査日

本検査、追検査の一般選抜学力検査日と同一とする。ただし、面接等は、本検査、追検査それぞれの実施期間において、高等学校長の定める日時に実施することもできる。